旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 24 年７月２日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｃ　①株式会社色麻観光　②第３種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第３－334号　④株式会社色麻観光　宮城県加美郡色麻町平沢字坂下22番地　代表取締役　井上悟　⑤本社営業所　宮城県加美郡色麻町平沢字坂下22番地　⑥平成22年９月27日　⑨平成24年５月28日　⑩300万円　⑪宮城県知事　⑫宮城県加美郡色麻町平沢字坂下22番地　株式会社色麻観光　代表取締役　井上悟

Ｂ　①みその旅行企画　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３－1042号　④青山俊男　埼玉県川口市差間１－５－３　⑤みその旅行企画　埼玉県緑区大門字椚谷　⑥平成21年２月18日　⑧平成24年４月26日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県川口市差間１－５－３　青山俊男

Ｂ　①株式会社オブリージュ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6092号　④株式会社オブリージュ　東京都足立区千住一丁目４番１号　代表取締役　村橋克則　⑤本社　東京都足立区千住１丁目４－１東京芸術センター1102号　⑥平成20年９月16日　⑧平成24年６月１日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都足立区千住一丁目４番１号　株式会社オブリージュ　代表取締役　村橋克則

Ｂ　①トラベルＹＯＵ　②第３種旅行業　③京都府知事登録旅行業第３－381号　④トラベルユー株式会社　京都府京都市上京区日暮通椹木町下ル北伊勢屋町740番地　代表取締役　西谷重則　⑤本社営業所　京都府京都市上京区日暮通椹木町下ル北伊勢屋町740番地　⑥平成４年12月８日　⑧平成20年12月10日　⑩300万円　⑪京都府知事　⑫京都府京都市上京区一条通西洞院東入元真如堂町358　上京税務署長　財務事務官　中島惠

Ｂ　①株式会社風の音舎　②第三種旅行業　③広島県知事登録旅行業第３－362号　④株式会社風の音舎　広島県福山市鞆町鞆679番地　代表取締役　木村町子　⑤本社営業所　広島県福山市鞆町鞆679番地　⑥平成17年６月７日　⑧平成23年９月30日　⑩300万円　⑪広島県知事　⑫広島県福山市鞆町鞆679番地　株式会社風の音舎　代表取締役　木村町子

Ｃ　①株式会社ＴＥＡＭ　②第３種旅行業　③熊本県知事登録旅行業第３－216号　④株式会社ＴＥＡＭ　熊本県熊本市中央区帯山６丁目８番50号　代表取締役　畠剛　⑤本社営業所　熊本県熊本市中央区帯山６丁目８番50号　⑥平成18年７月18日　⑨平成24年５月28日　⑩450万円　⑪熊本県知事　⑫熊本県熊本市中央区帯山６丁目８番50号　株式会社ＴＥＡＭ　代表取締役　畠剛

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 24 年７月２日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社アーリートラベル　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－2578号　④株式会社アーリートラベル　東京都千代田区神田錦町二丁目５番16号　代表取締役　田中章生　⑤本社営業所　東京都墨田区亀沢１丁目４番７号　⑥昭和60年４月22日　⑦平成９年４月22日　⑧50万円　⑨250万円

Ａ　①高田観光旅行社　②第３種旅行業　③奈良県知事登録旅行業第３－49号　④雛谷善正　大和高田市北本町９－１　⑤本社営業所　大和高田市北本町９－１　⑥昭和46年３月12日　⑦平成24年３月26日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社アルバ　②第３種旅行業　③福井県知事登録旅行業第３－150号　④有限会社アルバ　敦賀市神楽町一丁目３番18号　代表取締役　大北眞一　⑤本社営業所　敦賀市神楽町一丁目３番18号　⑥平成９年３月３日　⑦平成24年６月１日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社リハワークス（トラベルリハワークス）　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２－6418号　④株式会社ファインケア（合併前、有限会社リハワークス）　府中市美好町二丁目12番２号　代表取締役　永田嘉弘　⑤本社営業所　府中市新町二丁目40番16号　⑥平成23年３月24日　⑦平成24年５月29日　⑧220万円　⑨1100万円

以上４件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

Ａ　①株式会社立教企画　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6400号　④株式会社立教企画　東京都豊島区西池袋五丁目10番５号　代表取締役　田口直哉　⑤本社営業所　東京都豊島区西池袋五丁目10番５号　⑥平成23年１月13日　⑦平成24年６月１日　⑧60万円　⑨300万円

以上１件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　菊間　潤吾